

2. 夫78歳は年金収入180万円（厚生年金受給者）で 妻75歳は年金収入160万円（厚生年金受給者）の場合 （夫婦二人世帯）

【賦課のもととなる所得】

$$\text{[夫]} \quad 180\text{万円} - 110\text{万円} - 43\text{万円} = \underline{27\text{万円}}$$

公的年金控除※1 基礎控除※2

$$\text{[妻]} \quad 160\text{万円} - 110\text{万円} - 43\text{万円} = \underline{7\text{万円}}$$

公的年金控除※1 基礎控除※2

※1 年金収入が330万円未満の場合は、110万円の公的年金控除があります。

※2 基礎控除が43万円あります。

【均等割軽減判定所得（世帯主と被保険者の合計）】

$$\text{[夫]} \quad 180\text{万円} - 110\text{万円} - 15\text{万円} = \underline{55\text{万円}}$$

特別控除※3

$$\text{[妻]} \quad 160\text{万円} - 110\text{万円} - 15\text{万円} = \underline{35\text{万円}}$$

特別控除※3

55万円+35万円=90万円
→均等割5割軽減該当
※4

※3 65歳以上の方で、年金所得がある場合は、15万円の特別控除があります。

※4 5割軽減判定基準額・・・43万円 + (31万円×2人) + 10万円 × (2人-1) = 115万円
軽減判定所得が115万円以下のため、5割軽減該当。

【保険料額】

[夫]	均等割額 (100円未満切捨)		所得割額 (賦課のもととなる所得×所得割率)		小計 (100円未満切捨)
医療分	28,100円 (56,200円×50%)	+	25,893円 (270,000円×9.59%)	=	53,900円
子ども分	600円 (1,300円×50%)	+	675円 (270,000円×0.25%)	=	1,200円

[妻]	均等割額 (100円未満切捨)		所得割額 (賦課のもととなる所得×所得割率)		小計 (100円未満切捨)
医療分	28,100円 (56,200円×50%)	+	6,713円 (70,000円×9.59%)	=	34,800円
子ども分	600円 (1,300円×50%)	+	175円 (70,000円×0.25%)	=	700円

[夫] 年間保険料額：55,100円

[妻] 年間保険料額：35,500円